

## 鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、予算の定めるところによりみんなの森づくり県民税関係事業を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費、事業主体及びこれに対する補助率等は、次のとおりとする。

事業区分	事項	事業種目	補助金の交付の対象となる経費	事業主体	補助率等
森林（もり）とのふれあい推進事業	森林（もり）の体験活動の支援	標準型	森林を守り育てる意識を醸成するために必要な森林・林業の学習と併せて実施する森林の整備・保全等の体験活動に要する経費	森林・林業に関する学習・体験活動を併せて実施する法人・団体	別表1に定める補助対象経費の50万円までの部分については、10分の10以内、50万円を超える部分については、2分の1以内。ただし、補助金の上限額を100万円とする。なお、企業等と連携した活動で、かつ、500人以上の参加者がある活動については、補助金の上限額を200万円とする。
		短期型	同上	同上	別表1に定める補助対象経費の10分の10以内。ただし、補助金の上限額を10万円とする。
木とふれあい環境づくり推進事業	木育の推進	木育環境の整備	未就学児や小学生等が使用する県産材を活用した机・椅子や教育資材	①学校法人 ②社会福祉法人 ③医療法人 ④木育に取り組	別表2に定める補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り

		等の整備に要する経費	む団体・法人等	捨てた額とする。ただし、補助金の上限額は5,000,000円、下限額は200,000円とする。なお、児童用の机・椅子1セット当たりの補助金の上限額は13,000円とする。
木造施設等の整備	施設の整備・製品の設置	県産材を活用したデザイン性等に優れた施設の木造化、内装木質化及び木製品の設置に要する経費	①学校法人 ②社団法人 ③財団法人 ④社会福祉法人 ⑤医療法人 ⑥自治会 ⑦NPO法人等公益性が高いと認められる法人 ⑧森林組合等協同組合 ⑨県産材の利用に取り組む団体・法人（民間企業）	別表2に定める補助対象経費の2分の1以内 ただし、施設の木造化については、補助対象経費の2分の1以内又は床面積に1平方メートル当たり100,000円を乗じた額のいずれか低い額とする。 なお、補助金は1,000円未満を切り捨てた額とし、補助金の上限額は5,000,000円（知事が別に定める新たな建築資材を一定量以上使用した場合は、10,000,000円）、下限額は200,000円とする。
木製品の開発及び普及	木製品の開発及び普及（一般枠）	県産材の需要拡大につながる製品等の商品化に向けた開発及び普及に要する経費	①森林組合等協同組合 ②林業者・木材関連業者等で組織する団体 ③県産材の利用に取り組む団体・法人（民間企業）	別表3に定める補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、補助金の上限額は2,000,000円とする。

		木製品の開発及び普及（学生デザイン活用枠）	学生のデザインを活かした県産材の需要拡大につながる製品等の商品化に向けた開発及び普及に要する経費	建築系又はインテリア系の学科を有する学校	別表3に定める補助対象経費の10分の10以内とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、補助金の上限額は1,000,000円とする。
未来につながる森林（もり）づくり推進事業	未来につながる造林推進	再造林等促進	水土保全機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地で行う植栽等の復旧措置のうち別表7の工種に要する資材経費	①森林経営計画の認定を受けた者（当該計画に基づくものに限る。） ②森林所有者と森林経営委託契約等（5年間以上）を締結して実施する者 ③森林所有者（意欲ある森林所有者の再造林等の実施者に限る。） ④森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（当該実施権配分計画に基づくものに限る。）	知事が別に定める1ヘクタール当たり又はメートル当たりの補助金額に面積又は延長を乗じ100円未満を切り捨てた額以内
		低コスト造林・保育	水土保全機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地において行う植栽等の低コスト対策のうち別表7の工種に要する経費	同上	知事が別に定める1ヘクタール当たりの補助金額に面積を乗じ100円未満を切り捨てた額以内
		植栽等阻害要因対策	水土保全機能の維持を図るべき人工林の伐採跡地等で行う植栽等の復	同上	同上

		旧措置のうち別表7の工種に要する経費		
	意欲ある森林所有者の再造林等	水土保全機能の維持増進を図るべき人工林の伐採跡地で行う植栽等の復旧措置のうち別表7の工種に要する経費	森林所有者	知事が別に定める1ヘクタール当たり又はメートル当たりの補助金額に面積を乗じ100円未満を切り捨てた額以内
	推進体制の強化 (会議等の開催・普及啓発活動)	再造林等の森林整備の推進体制の強化や普及啓発、低コスト施業の推進のための研修会等の開催経費	森林・林業活性化センター	定額(1地区当たり200,000円以内)ただし、別表4に定める補助対象経費とする。
	推進体制の強化 (一貫作業システム)	水土保全機能の維持を図るべき人工林で行う伐採事業者と植栽事業者が異なる場合における一貫作業を行うための両者の調整に要する経費	①森林経営計画の認定を受けた者(当該計画に基づくものに限る。)②森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者(当該実施権配分計画に基づくものに限る。)	定額(1連携当たり53,000円以内)ただし、別表4に定める補助対象経費とする。
未来になが間伐推進 (森林(もり)づくり健全化整備)	除伐・つる切り	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の維持を図るために必要な侵入雑竹木及びつる類の除去作業に要する経費	①登録林業経営体 ②森林整備公社 ③5戸以上の森林所有者との受託又は3ヘクタール以上の森林を受託して実施する者	知事が別に定める標準経費の10分の7以内

	機能増進 間伐	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の増進を図るために必要な不用木等の除去作業に要する経費	①登録林業経営体 ②5戸以上の森林所有者との受託又は3ヘクタール以上の森林を受託して実施する者	
	間伐	スギ・ヒノキ人工林の公益的機能の高度発揮を図るために必要な不用木等の除去作業及び良好な林内環境の保全を図るために必要な林内整理作業に要する経費		
未来になが間伐推進 (森林(もり)づくり健全化基盤整備)	作業路網整備	林内整理作業の支障となる伐採木の林外搬出に必要な林内路網の整備に要する経費	同 上	知事が別に定める標準経費の10分の5以内
	機械・器具整備	林内整理作業の支障となる伐採木の林外搬出に必要な機械等の整備に要する経費		
未来になが間伐推進 (森林(もり)づくり多様化整備)	強度間伐	間伐遅れなどにより水土保持機能等の著しい低下が懸念される管理不十分な森林で、針広混交林化を助長するために必要な不用木等の除去作業及び良好な林内環境の保全を図るために必要な林内整理作業に要する経費	同 上	知事が別に定める標準経費の10分の7以内

		補完植栽	強度間伐実施後、埋土種子の発芽等による幼稚樹の発生が困難であると判断される場合に、森林の早期回復のために必要な苗木の補植及びその保護対策に要する経費		
		森林管理 路整備	強度間伐及び補完植栽の実施のために必要な管理路網の整備に要する経費	同上	知事が別に定める標準経費の10分の5以内
里山林等保全管理促進事業	里山景観の整備	雑木竹林の伐採整理	景観・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備に要する経費	①市町村 ②登録林業経営体等	知事が別に定める補助対象経費の10分の7以内
		マツへの薬剤の樹幹注入	奄美地域の道路沿線・集落後背地等におけるマツへの薬剤の樹幹注入に要する経費	①市町村 ②森林組合 ③集落等の地域自治会等	別表5に定める補助対象経費の10分の7以内
	地域特性を生かした里山林整備	地域活動	地域住民が共同して行う伐採木の活用、下草刈、つる切り、歩道補修等に要する経費	集落等の地域自治会等	別表6に定める補助対象経費の10分の10以内。ただし、補助金の上限額を20万円とする。
		更新伐	森林環境を保全するため、地域活動とあわせて行うクヌギ等の高齢木	①集落等の地域自治会等 ②市町村（ただし、①が「地域	定額（知事が別に定める標準経費と事業の実行に要した経費のいずれか

		の択伐，伐採木の整理等に要する経費	活動」を行うものに限る。)	低い額。)
	森林被害に対する保全対策	里山林など公益上重要な森林における，突発性森林病害虫に対する薬剤の散布に要する経費	①市町村 ②森林組合 ③集落等の地域自治会等	別表5に定める補助対象経費の10分の7以内
里山林の機能回復	枯損木の伐倒・除去	幹線道路沿線や里山林など公益上重要な森林における防災等の観点から森林環境の保全を図るための枯損木の伐倒・除去に要する経費	市町村	同上
	マツ枯損木の伐採・整理	松くい虫被害が蔓延した公益上重要なマツ林における広葉樹等他の樹種への転換を図るためのマツ枯損木の伐採・整理に要する経費	①市町村 ②森林組合 ③集落等の地域自治会等	
	植栽	松くい虫被害が蔓延したマツ林の広葉樹等他の樹種への転換を図るための更新困難地への抵抗性マツ等の植栽に要する経費		
	下刈	松くい虫被害が蔓延したマツ林の広葉樹等他の樹種への転換を図るために植栽を行った林分における雑草		

			木の除去に要する 経費		
--	--	--	----------------	--	--

2 前項の表に掲げる木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業及び里山林等保全管理促進事業に係る事項，事業種目及び工種は，別表7のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は，別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2-1号様式）又は事業実績書（別記第2-2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3-1号様式）又は収支精算書（別記第3-2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は，知事が別に定めるとおりとし，その提出部数は1部とする。

4 未来につなぐ再造林推進の「意欲ある森林所有者の再造林等」に係る補助金の交付申請，請求及び受領については第三者に委任することができるものとし，その場合の申請には，委任状を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は，別記第1，第2，第3又は第4のとおりとする。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は，補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は，次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 事業費の30%を超える増
- (3) 事業量の20%を超える増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし，同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2-1号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3-1号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は，変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により，変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は，交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。



(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2-1号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3-1号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月21日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金等の交付手続の特例)

第10条 規則第24条の規定に基づき別表8に掲げる事業については、第5条及び前2条の規定にかかわらず、補助金等交付申請書を受理した場合は、補助金の交付の決定及び交付額の確定を同時に行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金等交付申請書の提出期限は、当該事業実施年度の3月25日とする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を限度額として概算払をすることができる。ただし、別表8に掲げる事業については除く。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第12号様式によるものとする。

4 意欲ある森林所有者の再造林等において委任を受けた林業事業体については、「鹿児島県造林事業実施要領」及び「鹿児島県森林組合等造林補助金等事務取扱要領」に基づいた事務処理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(要綱の廃止)

2 鹿児島県森林環境税関係事業補助金交付要綱（平成27年5月20日付け環林第51号鹿児島県環境林務部長通知）は、廃止する。

ただし、この要綱の施行の日前に交付の決定がなされた補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

別表1（第2条：森林（もり）とのふれあい推進事業関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	植栽準備，会場設営，作業介添え等 1人1日当たり6,000円以内
報償費	講師謝金等 内部講師1人1日当たり5,000円以内 外部講師1人1日当たり10,000円以内
旅費	講師旅費等 講師1人1回（往復）当たり4,000円以内 （特別な場合を除く）
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，広告費，保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料，車輛借上料，作業機械等借上料等

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表2（第2条：木とふれあう環境づくり推進事業（木育の推進，木造施設等の整備）関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	設計・製作に必要な労務費
備品購入費	製品の購入に要する経費
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	広告費，通信運搬費等
委託料	製作等の委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場借上料，機械器具の借上料等
工事請負費	製作に係る工事請負費
原材料費	原材料，資材等の購入費
その他	別途協議

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表3（第2条：木とふれあう環境づくり推進事業（木製品の開発及び普及）関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	木製品の開発普及に必要な労務費
報償費	アドバイザー等に対する謝金
旅費	アドバイザー等に対する旅費
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	広告費，通信運搬費等
委託料	委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場借上料，機械器具の借上料等
工事請負費	開発に係る工事請負費
原材料費	原材料，資材等の購入費
備品購入費	事業執行上必要で，かつ，汎用性のないもの
その他	別途協議

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表4（第2条：未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化））関係）

補助対象となる費目	適 要
賃金	会議準備等，普及啓発活動，事業実施打合せ及び準備のための労務費等
報償費	外部講師謝金等
旅費	各種会議，講習会等の委員・講師，事業実施打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費等
使用料及び賃借料	会場使用料，林業機械賃借料等

別表5（第2条：里山林等保全管理促進事業（里山景観の整備（マツへの薬剤の樹幹注入），地域特性を生かした里山林整備（森林被害に対する保全対策），里山林の機能回復）関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	樹幹注入，薬剤散布，枯損木の伐倒・除去，マツ枯損木の伐採・整理，植栽及び下刈に係る労務費
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，保険料等
委託料	樹幹注入，薬剤散布，枯損木の伐倒・除去，マツ枯損木の伐採・整理，植栽及び下刈に係る業務委託費
使用料及び賃借料	車輛借上料，作業機械等借上料等
原材料費	資材等の購入費

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表6（第2条：里山林等保全管理促進事業（地域特性を生かした里山林整備（地域活動））関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
報償費	講師謝金等 内部講師1人1日当たり 5,000円以内 外部講師1人1日当たり10,000円以内
旅費	講師旅費等 講師1人1回（往復）当たり4,000円以内 （特別な場合を除く）
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，広告費，保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料，車輛借上料，作業機械等借上料等

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

別表7 (第2条関係)

事業区分	事項	事業種目	工種	単位
木とふれあう環境づくり推進事業	木育の推進	木育環境の整備	机・椅子・教育資材等の整備	点
	木造施設等の整備	施設の整備	木造化・内装木質化	施設
		製品の設置	木製品の設置	点
	木製品の開発及び普及	木製品の開発及び普及 (一般枠及び学生がざい活用枠)	木製品の開発及び普及	—
未来につながる森林(もり)づくり推進事業	未来につながる再造林推進	再造林等促進	再造林	ha
			鳥獣被害防止施設	m
		低コスト造林・保育	低密度植栽	ha
			コンテナ苗活用	ha
			特定母樹等活用	ha
			初期成長促進(施肥, ツリーシェルター)	ha
		植栽等阻害要因対策	地拵え	ha
			下刈	ha
		意欲ある森林所有者の再造林等	再造林	ha
			下刈	ha
			鳥獣被害防止施設	m
		推進体制の強化	会議等の開催	回
	普及啓発活動			
	一貫作業システム		連携	
	未来につながる間伐推進(森林(もり)づくり健全化整備)	除伐・つる切り	除伐・つる切り	ha
		機能増進間伐	伐捨間伐	ha
		間伐	搬出間伐	ha
	未来につながる間伐推進(森林(もり)づくり健全化基盤整備)	作業路網整備	開設	m
			改良	m
未来につながる間伐推進(森林(もり)づくり多様化整備)	機械・器具整備	機械名	台・機	
	強度間伐	伐捨間伐, 搬出間伐	ha	
	補完植栽	人工植栽	ha(本)	
里山林等保全管理促進事業	里山景観の整備	雑木竹林の伐採整理	雑木竹林の伐採整理	ha
		マツへの薬剤の樹幹注入	樹幹注入	本
	地域特性を生かした里山林整備	地域活動	伐採木の活用	回
			下草刈り・つる切り等	回
			歩道開設・補修	回
			研修会の開催	回
			里山林の点検	回
その他	回			

里山林の機能回復	更新伐	高齡木等の択伐，伐倒木の整理	m <sup>3</sup>
	森林被害に対する保全対策	薬剤散布	ha
	枯損木の伐倒・除去	枯損木の伐倒・除去	m <sup>3</sup>
	マツ枯損木の伐採・整理	マツ枯損木の伐採・整理	m <sup>3</sup> (ha)
	植栽	植栽	ha(本)
	下刈	下刈	ha

別表8（第10条関係）

事業区分	事項	事業種目	工種	単位
未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業	未来につなぐ再造林推進	再造林等促進	再造林	ha
			鳥獣被害防止施設	m
		低コスト造林・保育	低密度植栽	ha
			コンテナ苗活用	ha
			特定母樹等活用	ha
			初期成長促進（施肥，ツリーシェルター）	ha
		植栽等阻害要因対策	地拵え	ha
			下刈	ha
		意欲ある森林所有者の再造林等	再造林	ha
			下刈	ha
鳥獣被害防止施設	m			



## 別記

### 第1（第4条関係）

#### 補助金交付の条件

（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事業種目：機械・器具整備を除く）、  
里山林等保全管理促進事業関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、別表7に定める事業区分のうち「未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業」及び「里山林等保全管理促進事業」の実施箇所について、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該事業施行地の森林以外の用途への転用（当該事業施行地について所有権を移転し、又は賃借権、地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定させた後、当該事業施行地についてなされる森林以外への用途への転用を含む。）又は当該事業施行地上の立木竹の全面伐採除去（以下「転用等」という。）を行う場合は、当該事業施行地のうち当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、別表7に定める事業種目のうち「作業路網整備」及び「森林管理路整備」について、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該事業で整備した作業路及び集材路並びに管理路（以下「作業路等」という。）の全部又は一部の転用若しくは用途の変更を行う場合は、当該事業施行地のうち当該転用又は用途の変更に係る作業路等につき交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、別表7に定める事業種目のうち「作業路網整備」及び「森林管理路整備」について、事業完了年度を含む3年以内に、当該事業で整備した作業路等の利用区域において、補助目的達成が困難（補助目的である間伐等の森林施業の規模が補助対象となる事業規模を満たさない又は満たすことができないこと。）な場合は、当該事業で整備した作業路等につき交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 6 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式によりその金額（実績報告において上記5により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該金額を返還しなければならない。
- 7 上記2から6に掲げる補助金の返還がある場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出

なければならない。

ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の全部又は一部の金額の減免について協議（以下「減免協議」）することができるものとする。

- 8 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 9 補助事業者たる市町村が県から交付された補助金を更に補助事業者である事業主体へ交付する場合には、1 から 8 までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。
- 10 補助事業者たる市町村は、補助金を交付した補助事業者である事業主体から、転用等及び補助目的達成が困難の事案（以下「事案等」という。）について、届出を受理した場合、速やかに知事へ報告しなければならない。  
また、減免協議の承認の申請を受理し、承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 11 補助事業者たる市町村は、補助金を交付した補助事業者である事業主体から、事案等発生に伴い、当該事案等に係る補助金の全部又は一部の金額について納付があった場合、当該納付額のうち県補助金に相当する額を県に納付しなければならない。
- 12 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかななければならない。

## 第2（第4条関係）

補助金交付の条件（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事業種目：機械・器具整備）関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産である機械・器具等（以下「機械・器具財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、当該機械・器具財産等（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの。）のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 4 処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けずに処分又は転用（以下「処分等」という。）を行った場合は、当該機械・器具財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金又は交付金の相当額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該機械・器具財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 5 補助事業者は、当該機械・器具財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該機械・器具財産等の取得等に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に

規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

7 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式によりその金額（実績報告において上記6により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該金額を返還しなければならない。

8 補助事業者は、当該機械・器具財産等を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

9 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

ただし、処分及び転用制限期間を経過しない当該機械・器具財産等については、当該機械・器具財産等の取得等を行った事業名、価格、補助金額、時期及び処分等状況その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、かつ、必要な関係書類を整理保管しておかなければならない。

### 第3（第4条関係）

#### 補助金交付の条件（森林（もり）の体験活動の支援事業関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかななければならない。

#### 第4（第4条関係）

##### 補助金の交付の条件（木とふれあう環境づくり推進事業関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業により整備した施設や製品及び開発に要した試作品等（以下「財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、財産等を次の表に掲げる期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

財産の種類	期 間	補 助 金 返 還 の 範 囲
木とふれあう環境づくり推進事業により整備した施設や製品及び開発に要した試作品等	補助金交付の翌年度から起算して5年間	1 施設や製品及び開発に要した試作品等について、その全部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったときは補助金の全部  2 施設や製品及び開発に要した試作品等について、その一部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったときは補助金の一部

- 4 処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けずに処分又は転用（以下「処分等」という。）を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部を県に返還しなければならない。また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。  
ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 5 補助事業者は、財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金交付申請（鹿児島県補助金等交付規則第3条の規定による申請のうち、当該要綱第3条第1項で定める別記第1号様式による申請をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

- 7 補助事業者は、補助金交付申請の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式によりその金額（補助金交付申請において上記6により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該金額を返還しなければならない。
  
- 8 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

別紙様式

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年度みんなの森  
づくり県民税関係事業補助金について、同通知の交付条件第 号に基づき下記のとおり  
報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定に基づく確定額        | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定額)            |   |   |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2)                    | 金 | 円 |

(注)

- この報告は、交付決定ごとに作成するものとする。
- 市町村の間接補助事業に係る補助金の場合は、事業実施主体から提出された仕入れに係る消費税等相当額報告書の写しを添付すること。(その場合、知事名は市町村名に読み替えることとする。)



別記

第1号様式（第3条関係）

その1（事業区分：未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等））を除く）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

### 年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（注1）を実施したいので，下記のとおり補助金を交付くださるよう，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 注1の（ ）は，鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし，木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業又は里山林等保全管理促進事業を実施する場合には，同項で定める事業種目も記載する。

第1号様式（第3条関係）

その2（事業区分：未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）））

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業：未来につなぐ再造林推進）を実施したので，下記のとおり補助金を交付くださるよう，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実績書（第2-2号様式）
  - (2) 収支精算書（第3-2号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 意欲ある森林所有者の再造林等は森林所有者が直接申請する場合

第1号様式（第3条関係）

その3（事業区分：未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：意欲ある森林所有者の再造林等）））

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書（委任分）

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業：未来につなぐ再造林推進）を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により、委任状及び関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 事業実績書（第2-2号様式）
  - (2) 収支精算書（第3-2号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 意欲ある森林所有者の再造林等は森林組合等林業事業体へ代理申請を依頼した場合

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
 その1(事業区分:森林(もり)とのふれあい推進事業)  
 事業(変更)計画(実績)書

1 森林・林業学習活動

活動名(イベント名)	事業計画(実績)					事業内容
	実施(予定)年月日	時間	場所	対象者	参加(予定)人数	

2 森林・林業体験活動

活動名(イベント名)	事業計画(実績)					事業内容
	実施(予定)年月日	時間	場所	対象者	参加(予定)人数	

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係) 推進事業 事業(変更)計画(実績)書  
 その2-1(事業区分:木とふれあう環境づくり) 事業(変更)計画(実績)書

1 整備の目的

2 施設等の内容

整備箇所	施設や製品の種類	構造規格又は規模	事業量	単価	補助事業に要する経費		経費内訳	工期		整備の方法
					補助事業(事業費)	内県産材費		着手(予定)年月日	完成又は設置(予定)年月日	
			事業量	円	円	円	円	円		
			県産材使用量							
			m <sup>3</sup>							
計										

(注) 1 事業量,単価については,種類(製品,資材,施設)別に記載すること。  
 2 「整備の方法」欄は,請負・委託・直営の別について記載する。  
 3 補助事業に要する経費と県産材費の確認のため,採択された事業計画書の写しを添付すること。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)

その2-2(事業区分:木とふれあう環境づくり推進事業 事項:木製品の開発及び普及)

事業(変更)計画(実績)書

- 1 開発等の目的
- 2 得られる(得られた)成果
- 3 成果の普及の取組

4 開発等の内容

開発の実施場所	開発する(した)製品等の種類	規格又は規模	取組の内容	単価	補助事業に要する経費(事業費)	経費内訳		事業実施期間	
						県補助金	市町村補助金	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日
				円	円	円	円		
計									

(注) 1 「得られる(得られた)成果」欄は,どのような成果(試作品や技術の性能,試験結果等の特徴)なのか,具体的に記載すること。  
 2 「取組の内容」欄は,製品等の試作・技術等の開発・製品等の普及の別を記載すること。  
 3 補助事業に要する経費の確認のため,採択された事業計画書の写しを添付すること。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
 その3-1(事業区分:未来につなぐ森林(もり)づくり推進事業 事項:未来につなぐ再造林推進 事業種目:推進体制の強化(会議等の開催・普及啓発活動))

事業(変更)計画(実績)書

事業実施 主体名	取組内容	対象者等	実施 (予定) 時期	事業量 ①	単位	単 価 ②	補助事業に要 する経費 (事業費) ①×②	経 費 内 訳	
								県補助金	そ の 他
	会議等の開催					円	円	円	円
	普及啓発活動								
	その他 ( )								
計									

(注) 1 「対象者」の欄は、森林組合、林業事業体、各行政機関などの区分を記載すること。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
 その3-2 (事業区分:未来につなぐ森林(もり)づくり推進事業(事業種目:再造林等促進,低コスト造林・保育,植栽等阻害要因対策,意欲ある森林所有者の再造林等,推進体制の強化を除く))

### 事業(変更)計画(実績)書

市町村	事業項目	事業種目	事業実施主体名	施行箇所名	工種	構造規格又は規模	事業量①	単位	単価②	補助事業に要する経費(事業費)①×②	経費			工期		
											県補助金	市町担	村金	その他	着手(予定)年月日	完成(予定)年月日
									円	円						
		小計														
		小計														
		小計														
		計														

- (注) 1 「事項」、「事業種目」及び「工種」の欄は、別表7による。ただし、未来につなぐ森林づくり推進事業(事項:未来につなぐ間伐推進)については、事業種目ごとに箇所を整理し、記載すること。
- 2 「施行箇所名」欄には、未来につなぐ森林づくり推進事業のうち作業路網整備については路線名を、機械・器具整備については設置箇所名を、その他については施行箇所(大字・字・地番又は林小班)を記載すること。
- 3 「構造規格又は規模」欄には、未来につなぐ森林づくり推進事業のうち作業路網整備(開設)については幅員を、作業路網整備(改良)については作業内容(拡幅等)を、機械・器具整備については機種名(メーカー名及び型式)を記載すること。
- 1 事業種目ごとに、「小計」、「計」をとること。なお、事業種目及び市町村の記載内容が1行の場合には、これらの計を省略することができる。



第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係) 事業種目:推進事業 事項:未来につなぐ再造林推進 事業種目:推進体制の強化(一貫作業システム)の3-3(事業区分:未来につなぐ森林(もり)づくり推進事業)

### 事業(変更)計画(実績)書

事業主体名 \_\_\_\_\_

市町村	伐採事業者	植栽事業者	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業に要 する経費 (事業費) ①×②	経費内訳	
							県補助金	その他
					円	円	円	
計								

(注) 1 「伐採事業者,植栽事業者」の欄については,事業体名を記載すること。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
 その4-1 (事業区分:里山林等保全管理促進事業(事項:地域特性を生かした里山林整備 事業種目:地域活動を除く))

### 事業(変更)計画(実績)書

市町村	事業種目	事業実施主体名	施行箇所名	工種	構造規格又は規模	事業量	単位	補助事業に要する経費	経費内訳			工期		
									県補助金	市町村負担金	その他	着手(予定)年月日	完成(予定)年月日	
								円	円	円				
	小計													
	小計													
	小計													
	計													

- (注) 1 「事項」、「事業種目」及び「工種」の欄は、別表7による。  
 2 「施行箇所」欄には、施行箇所(大字・字・地番又は林小班)を記載すること。  
 3 事業種目ごとに、「小計」、「計」をとること。なお、事業種目及び市町村の記載内容が1行の場合には、これらの計を省略することができる。  
 4 補助事業に要する経費の確認のため、(変更)設計書又は契約書の写しを添付すること。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)  
その4-2 (事業区分:里山林等保全管理促進事業

事項:地域特性を生かした里山林整備 事業種目:地域活動)

事業(変更)計画(実績)書

事業項目	活動場所	取組内容	実施(予定)時期	参加(予定)人数	補助事業に要する経費(事業費)
伐採木の活用				人	円
下草刈り・つる切り等					
歩道開設・補修					
研修会の開催					
里山林の点検					
その他 ( )					
その他 ( )					
計					

(注) 1 「活動場所」欄には,市町村・大字・字・地番等を記載すること。

第2-2号様式(第3条, 第10条関係)  
 (事業区分: 未来につなぐ森林(もり)づくり推進事業(事項: 未来につなぐ再造林推進(事業種目: 再造林等促進, 低コスト造林・保育, 植栽阻害要因対策, 意欲ある森林所有者の再造林等)))

### 事業実績書

市町村	事項	事業種目	工種	事業実施主体名	施行箇所名	事業量				単価 ②	補助事業 に要する 経費 (事業費) ①×②	県補助金	工期		備考	
						再造林		下刈 面積 ①	着手 年月日				完成 年月日			
						面積 ① (a)	樹種							植栽 本数 (b)		1 ha 当り 植栽本数 ( b/a )
	未来につなぐ再造林推進					ha		本	本/ha	h	円	円				
計																

- (注) 1 事業種目, 工種ごとに整理して記載し, 「小計」, 「計」をとること。  
 2 「施行箇所名」欄には, 代表的な施行箇所を記載すること(例: 鴨池新町10ほか)。  
 3 「事業種目」, 「工種」の欄は, 別表8による。

第3-1号様式（第3条，第6条，第8条関係）

（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等））を除く）

（変更）収支予算（精算）書

1 収 入

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	費 目	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
		円	円	円	
計					

（注）1 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書きとする。

2 「2 支出」の区分欄には，森林（もり）とのふれあい推進事業の場合は「学習活動」・「体験活動」の別を，木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業及び里山林等保全管理促進事業の場合は別表7に掲げる工種を記載すること。

3 費目の欄には，第2条において補助対象経費となる費目として定められている場合はその費目を記載すること。

第3-2号様式（第3条，第10条関係）

（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等）））

収支精算書

1 収入

区 分	精算額	備 考
	円	
計		

2 支出

区 分	費 目	精算額	備 考
		円	
計			

（注）1 「2 支出」の区分欄には，別表8に掲げる事業種目及び工種を記載すること。

第 4 号様式（第 5 条関係）

番 号  
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり  
県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記  
のとおり交付することに決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第 1，別記第 2，別記第 3 又は別記第 4 のとおりとする。

第5号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度  
みんなの森づくり県民税関係事業（注1）を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助  
金等交付規則第7条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第6条  
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
  - (1) 事業変更計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類

（注）(1)，(2)については、変更部分を2段書にし、変更前を括弧書で上段に記載する  
こと。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第  
1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、未来につなぐ森林（もり）づくり推進事  
業、里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。



第6号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり県民税関係事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業、里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第7号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり  
県民税関係事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定によ  
り承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第1，別記第2，別記第3又は別記第4のとおりとする。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第  
1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事  
業，里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第 8 号様式（第 8 条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づきみんなの森づくり県民税関係事業（注 1）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

※ 注 1 の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業、里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第9号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

1 交付確定額 金 円

第10号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり  
県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により次の  
とおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確  
定しました。

記

- 1 事業名等 未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業 未来につなぐ再造林推進
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定額 金 円
- 4 交付の条件 別記第1のとおりとする。

第11号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年  
度みんなの森づくり県民税関係事業補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規  
則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

預金口座番号

（金融機関名）

本支店

当座

（フリガナ）

預金口座名義人

普通

号

第12号様式（第11条関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあったみんなの森づくり県民税関係事業補助金を、鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由